

ボランティアのしおり



八十周年

ありがとう。これからも一緒に。

いつも 
ありがとう！

令和8年度の
共同募金運動にご協力いただきみなさまへ

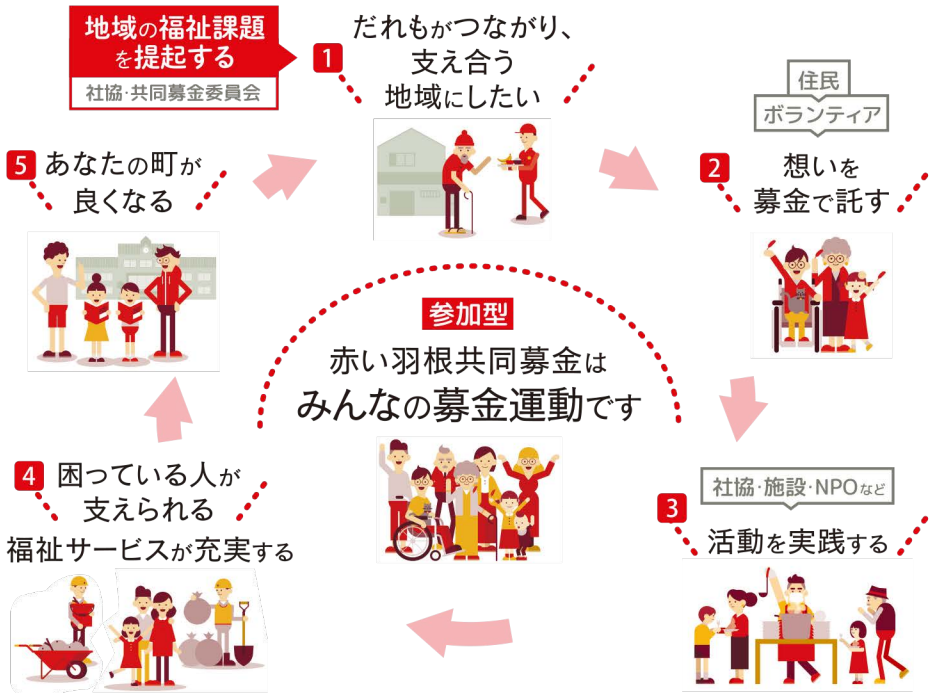
じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

「じぶんの町を良くするしくみ。」って？

赤い羽根共同募金は「だれひとり取り残さない」が根底にある運動（ムーブメント）です。「既存の制度（公費）で対応できていない、身近で困っている人を支える」ため、昭和22年「国民たすけあい運動」として始まりました。戸別募金や街頭募金などを通じて、みんなで手をつなぎ進める、**参加型のたすけあいのしくみ**です。

募金による活動は 持続可能な社会を支えています



ボランティアや地域住民の協力で募金を集め、その想いを赤い羽根に託すことで、
住みやすい地域をつくるための循環を生み出します。

Q.2

もくひょう

目標額ってなに？

社会福祉法第119条に基づく「計画募金」です。市町村ごとに「共同募金委員会」が設置され、社会福祉協議会と一緒に、事前に各地域で必要とされる活動の資金ニーズを集約し、「募金目標額」を決めています。

＜ 令和8年度 長野県全体の目標額と使途計画 ＞

目標額合計

358,833,000円

赤い羽根募金 346,833,000円

NHK 歳末たすけあい募金 12,000,000円

市町村のさまざまな地域福祉推進に向けた事業

66.0%
(236,845,000円)

福祉施設・事業所の建物改修・備品整備

3.6%
(12,840,000円)

福祉施設・事業所の自動車整備

2.5%
(9,200,000円)

福祉団体・ボランティア・NPO等の各種事業

3.8%
(13,700,000円)

地域住民組織等の防災・減災を強化する各種事業

1.7%
(6,000,000円)

ほかに別財源の災害等準備金取崩額等より11,151,991円を計画

被災世帯をお見舞いする事業（災害援護金）

0.3%
(1,000,000円)

災害時の支援に備える積立（災害等準備金）

3.0%
(10,764,000円)

運動推進経費等

[市町村] — 4.2% (15,000,000円) [全県] — 14.9% (53,484,000円)

Q.4

集まった募金の使い道は？

県内各地で「地域」
具体的には社会福

子ども・若者支援

親子の居場所づくりや子どもたちの学習支援、福祉教育や若者の交流の場を提供する活動など。



高齢者支援

一人暮らしなどの高齢者が地域で暮らし続けられるよう見守りや配食サービス・買い物支援の活動など。

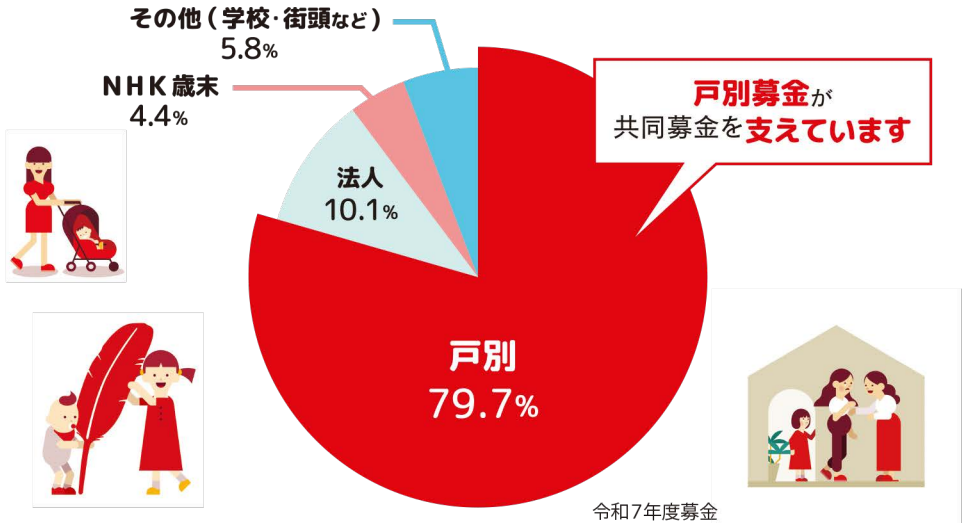


Q.3

め やす

目安額ってなに？

目標額が決まると、みんなで10月1日から運動を開始します。各地域での戸別募金のほか街頭募金、法人募金や学校募金、NHK歳末たすけあいなどでの募金活動を行います。とりわけ約8割を占める戸別募金では「一世帯当たりこれくらいおねがいします」という目安があると、住民のみなさんも寄付しやすくなります。また、「どれだけ協力したらいいですか？」と聞かれた場合、募金ボランティアの方も分かりやすいよう「目安額」をお示しすることがあります。



の支え合い活動」に活用されています。

社協議会、福祉施設、NPO・ボランティア団体の活動、防災や被災者支援の活動などです。

障がい児・障がい者支援

就労支援や地域の人々との交流など、障がい児・障がい者の皆さんが自分らしく生活するための活動。



社会課題解決・災害支援

孤独・孤立や失業・貧困など、さまざまな社会課題を解決するための活動や災害支援等の活動。



ボランティアをする上での説明のポイントは？

1



赤い羽根共同募金の目的やしぐみについて

必要に応じて、裏面の Q1～Q4 を住民の方にお見せして、ご説明ください。全戸配布されるチラシの補助説明資料としてご活用ください。

2



税金の税法上の優遇について

▼詳しくは…



法人のご寄付 ▶ 全額損金算入ができます。

個人のご寄付 ▶ 所得税：所得控除または税額控除の選択ができます。

住民税：税額控除ができます。

※寄付金の総額が 2,000 円を超える額の場合

※確定申告の際に領収書を添付

3



募金をお願いをする際の注意点について

寄付するかしないか、どのくらい寄付するかは寄付者の任意です。目安額があっても、金額にこだわらずご協力いただけるようご配慮ください。共同募金運動はみなさまのご理解とご協力によって成り立っています。それぞれお忙しいところを誠に申し訳ございませんが、運動の目的をご理解いただき、お力添えをおねがいします。

共同募金運動ボランティアの証

令和 8 年 10 月 1 日

社会福祉法人 長野県共同募金会

〒380-0871 長野市西長野 143-8
電話 026 (234) 6813



感染症対策をおねがいします

募金活動にあたっては、手洗い・消毒、マスクの着用など、
感染防止に努めていただくようお願いいたします。

個人情報保護に配慮をおねがいします

寄付される方が特定できる資料は、コピーをしたり第三者に見せることがないよう、
配慮をおねがいします。

終了後、資料などの速やかな返却をおねがいします

募金にあたって、個人情報などが記載された資料や領収書の控えは、
終了後速やかに地元共同募金委員会（支会）に返却をおねがいします。



社会福祉法人 長野県共同募金会

〒380-0871 長野市西長野 143-8

TEL 026-234-6813 FAX 026-234-3024

